

情報掲示板

文字の見方

時＝日時 対＝対象 費＝費用 申＝申込方法
場＝場所 内＝内容 問＝問合せ先

相談

相談	日時	問合せ先
① 弁護士による 京都市民法律相談 ※予約（問合せ先に電話または来所） 相談日の週の月・火曜日9:00～17:00 相談日当日9:00～14:45 ※定員12名（先着順）	毎週水曜日 （閉庁日を除く） 13:15～15:15	区まちづくり推進担当 （☎592-3088）
② 司法書士による 無料登記・法律相談	3月8日（火） 13:30～15:30	京都司法書士会 （☎255-2566）
③ 無料行政相談	3月10日（木） 13:30～16:00	京都行政監視行政相談 センター （☎802-1100）
④ 行政書士の市民 困りごと無料相談	3月15日（火） 13:30～16:00	京都府行政書士会 第6支部事務局 （☎692-2500）
⑤ こころの相談 （精神保健福祉相談）	毎月第1～4 金曜日 （閉庁日を除く） 13:30～15:00	区障害保健福祉課 （☎592-3479）

※①～④は山科区役所2階 第2会議室、⑤は山科区役所1階 障害保健福祉課相談室で実施
※相談時は必ずマスクを着用してください。

保険・年金

■国民健康保険からのお知らせ

●3月～5月は保険料の「徴収強化期間」

京都市では、被保険者の負担の公平性と保険料収入を確保するため、3月～5月を徴収強化期間と定め、滞納保険料の徴収強化に努めています。

保険料の納付が困難な場合には、お早めにご相談ください。

問 区保険年金課 徴収推進担当（☎592-3107）

■国民年金からのお知らせ

●こんなときには届出を

日本にお住まいの20歳以上60歳未満の方は、国民年金の第1号被保険者の加入の届出が必要です（第2号または第3号被保険者の方（厚生年金加入者または被扶養者）は除く）。

加入の届出をせず、保険料を未納のままにすると、国民年金を受給できなくなる場合があるので、届出がまだの方は、至急お手続きください。

【国民年金への加入の届出が必要となるとき】

○会社などを退職し、厚生年金保険の資格を喪失したとき

○第3号被保険者が厚生年金保険被保険者の扶養からはずれたとき

20歳になったときは、日本年金機構から国民年金に加入したことをお知らせする書類が郵送されますので、届出は不要です。

なお、日本にお住まいの60歳以上65歳未満の方、海外にお住まいの20歳以上65歳未満の日本人の方は、希望すれば国民年金に加入することができます。

※新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、郵送による手続きをご活用ください（届出に必要な書類は、京都市または年金機構のホームページからダウンロード可）。

問 区保険年金課 保険給付・年金担当
（☎592-3109）

健康・長寿

■“お口の健康” 忘れないでね!

成人・妊婦歯科相談

むし歯や歯周病…一度お口の健康をチェックしてみませんか？また、お口のことで困ったことがあればご相談ください！（なお、歯科医院についての紹介や相談等はお受けできません。）

時 2月25日（金）9:00～10:30

場 山科区役所1階 健康長寿推進課

対 18歳以上の方、妊産婦の方

費 無料 申 不要

問 区健康長寿推進課 健康長寿推進担当
（☎592-3222）

子育て

■児童扶養手当・特別児童扶養手当について

ひとり親家庭や障害のある子どもの子育てを応援する手当です。

どちらの手当も、請求された月の翌月分から支給されます。ただし、所得が一定以上ある場合や、児童が児童福祉施設に入所している場合などは支給されません。

●児童扶養手当

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない児童を養育している家庭や父または母に重度の障害がある家庭（ひとり親家庭等）に支給されます。

児童の年齢

18歳に到達以後最初の3月31日まで（特別児童扶養手当の対象となる程度の障害の状態にある場合は20歳未満）

手当額（月額）

前年の所得額（養育費の8割相当額を含む）に応じて支給額が決まります。

	全部支給	一部支給
児童1人	43,160円	10,180円～ 43,150円
児童2人	53,350円	15,280円～ 53,330円

※3人目以降の児童は、1人増えるごとに所得額に応じて3,060円～6,110円が加算されます。

問 区子どもはぐくみ室 子育て推進担当
（☎592-3247）

●特別児童扶養手当

中程度以上の知的・精神・身体障害のある児童を家庭で養育している父母または養育者に支給されます。

児童の年齢

20歳未満

手当額（月額）

障害の程度に応じて対象児童1人につき
1級：52,500円 2級：34,970円

問 区障害保健福祉課（☎592-3479）

福祉

■山科区地域保健推進協議会委員を募集

協議会において、保健所業務（健康づくり、精神保健、難病対策、母子保健等）を中心とする地域保健の推進について、山科区役所保健福祉センターの利用者代表として意見交換をしていたため、委員を募集します。

募集委員数 2名

委員の任期 令和4年4月1日～令和6年3月31日（2年間）

活動内容 年1～2回の会議への出席（会議は公開されます。）

応募資格 次の条件をすべて満たす方

- ①区内在住の18歳以上の方（住民登録をされており、日本語での会話が可能な方）
- ②国、地方公共団体の議員や常勤の公務員でない方

③平日の昼間の会議に出席可能な方

④京都市の附属機関等の委員に2つ以上就任していない方

応募方法 2月25日（金）までに 問 へお申込みください。

問 区健康長寿推進課 地域支援担当

（☎592-3214）

山科図書館（☎581-0503）

■赤ちゃんの会

時 2月21日（月）11:00～

内 絵本の読み聞かせやふれあいあそび 他

■赤ちゃんの会

時 3月14日（月）11:00～

内 絵本の読み聞かせやふれあいあそび 他

■おたのしみ会

時 3月19日（土）11:00～

内 絵本の読み聞かせ 他

■テーマ図書の展示と貸出

2月 一般書「ほっこりあたたまる」

児童書「よみつがれるえほん」

3月 一般書「外国の小説」

児童書「はる」

移動図書館（☎801-4196）

■「こじか号」巡回

2月21日（月）

10:00～10:40 場 大塚小学校

11:00～11:40 場 大宅小学校

2月28日（月）

10:00～10:50 場 西野山分譲集会所前

11:10～11:40 場 山階南小学校

13:00～13:40 場 陵ヶ岡小学校

新型コロナワクチン
3回目接種について

接種対象の方に順次、3回目接種券をお届けしています。

対象となる方	2回目接種からの接種間隔	3回目接種の開始時期（目安）
65歳以上	7箇月以上 3月以降は6箇月以上	接種券が届き次第
64歳以下	8箇月以上 3月以降は7箇月以上	3月から

※国の方針の変更等により変わることがあります。

接種券が届いた方は、予約後、接種を受けることができます。

	予約方法
個別接種	○身近な診療所・病院等のある方は直接予約 ○京都府医師会「京あんしん予約システム（LINE）」や医療機関のWEB予約システム等からも予約可能
集団接種	○ポータルサイトからWEB予約 ○ポータルサイト・コールセンターから希望登録

京都市新型コロナワクチン
接種ポータルサイト

※最新情報はこちらからご確認ください。

京都市新型コロナワクチン
接種コールセンター

☎050-3310-0371

☎0570-040808／950-0808

FAX950-0809

受付時間 午前8時30分～午後5時30分

